

その他

夜間・休日納税相談のご利用を

平日の日中に納税相談ができない人は、ぜひご利用ください。

▼夜間納税相談 9月20日(火)～22日(木)・26日(月)・27日(火)、午後5時～7時30分

▼休日納税相談 9月25日(日)、午前9時～午後4時
※休日納税相談日は、電話での相談や市税などの納付も可。

納期限までに納付できない事情がある人は、相談においでください。特別な理由がなく納付や連絡がない場合は、滞納処分を執行することもあります。

☎ 収納課（市役所2階、☎ 40-7032、☎ 40-7033）

後期高齢者医療 被保険者の皆さんへ

【保険料は納期限内の納付を】

保険料の納付にお困りの人はぜひ相談を。災害により住宅等

に著しく損害を受けたり、世帯主の収入が著しく減少したりした場合など、保険料の減免が認められることがあります。保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い被保険者証が交付されることがあります。

☎ 国保年金課後期高齢者医療係（☎ 40-7046）

【かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳は1冊にまとめましょう】

「かかりつけ医」があると、体質や持病を理解した上で助言をしてくれたり、必要に応じて専門の医療機関を紹介してくれたりするので安心です。また、「かかりつけ薬局」があると、薬歴（薬の服用記録）の管理や飲み合わせによる副作用の防止、多剤処方による健康被害のリスク軽減など、健康管理をサポートしてくれます。

複数の「お薬手帳」を持っている場合は、1冊にまとめて管理しやすくしましょう。

【高額療養費の事前口座登録を】

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度の被保険者で一定以上の所得がある人は、医

療費の窓口負担割合が1割から2割へ変更になります。

窓口負担割合が2割になる人には、外来診療分の1カ月の負担増加額を3,000円までに抑えるため、自己負担額（窓口で支払う費用）との差額を高額療養費制度の口座へ後日払い戻しします（令和7年9月30日まで）。

窓口負担割合が2割になる人で高額療養費の口座が未登録の人には、令和4年9月以降に高額療養費支給事前申請書を郵送しますので、口座登録をお願いします。

☎ 青森県後期高齢者医療広域連合（☎ 017-721-3821）

お得な販促事業のご利用を

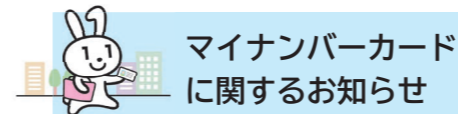
市では、各団体等が行うクーポン券の発行や抽選会などの販売促進事業に対し補助金を交付しています。今後も飲食業や小売業をはじめ、さまざまな業種の団体が趣向を凝らした事業を実施する予定です。

市ホームページ（QRコード）でも各



事業の内容を紹介していますので、感染防止対策を講じた上でぜひご利用ください。

☎ 各事業の問い合わせ先または商工労政課（☎ 35-1135）



マイナンバーカードに関するお知らせ

【申請はお早めに！】

最大2万円分のポイントがもらえる「マイナポイント第2弾」の対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末です。

マイナンバーカードをまだ持っていない人には、7月下旬から9月上旬にかけて、オンライン申請用のQRコードが付いたマイナンバーカード交付申請書が順次送付されています。この申請書を利用して、スマートフォン等で申請書のQRコードを読み取るオンライン申請や、申請書に顔写真を貼って送付する郵送申請が可能です。

申請の方法がわからない人はマイナンバーカード普及促進対策室窓口（市役所4階）のほか、全国の携帯ショップでも申請サポートを実施していますのでご利用ください。

【申請受付窓口の土日開催】

手ぶらで来ても申請ができます。また、必要書類で本人確認ができれば、マイナンバーカードの郵送受け取りが可能です。

▼とき 9月中の土・日曜日、午前10時30分～午後5時

▼ところ さくら野百貨店弘前店（城東北3丁目）1階催事スペース

▼対象 初めてマイナンバーカードの申請をする人

▼必要書類（郵送受け取りを希望する場合） ①本人確認書類（A1点+B1点）、②個人番号通知カードまたは個人番号通

知書、③住民基本台帳カード（持っている人のみ）

A…公的機関が発行した写真付きのもの（運転免許証、旅券、身体障害者手帳など）

B…「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が確認できる公的機関などが発行したもの（健康保険証、介護保険証、社員証、学生証など）

※郵送受け取り希望でAが無い場合は、B2点と②が必要。

☎ マイナンバーカード普及促進対策室（☎ 40-0506）

9月1日～10日は 屋外広告物適正化旬間

国では、屋外広告物の適正管理を一層促進するため、平成22年度より9月1日～10日を「屋外広告物適正化旬間」と定めています。

屋外広告物は営利目的に限らず、建物の壁面や屋上に表示する広告物やアドバルーン、はり紙、のぼり旗などがあります。看板の落下や倒壊事故、のぼり旗の接触などにより歩行者や車両等に危害が及ばないように、屋外広告物の所有者や管理者は日頃より安全性の確保のため、点検の実施をお願いします。

【屋外広告物掲出のルール】

屋外広告物の無秩序な掲出などは風景や景観を損なう恐れがあるとともに、管理が適正に行われないと、安全性の確保に支障が生じる場合があります。

市では「弘前市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物を表示できる場所や大きさなどを定めており、その多くは掲出するための許可が必要です。

詳細は、市ホームページ「弘前市屋外広告物条例に基づく許可申請」のページを確認を。

☎ 都市計画課（☎ 34-3219）

危険物取扱者試験と 事前講習会

【危険物取扱者試験】

▼とき 11月12日(土)・19日(土)

▼ところ 弘前東高等学校（川先4丁目）

▼種類 甲種(受験資格が必要) / 乙種(第1類～6類) / 丙種

▼受験料 甲種 = 6,600円 / 乙種 = 4,600円 / 丙種 = 3,700円

▼受験願書配布先 消防本部(本町)予防課、最寄りの消防署・分署

▼受付期間 9月16日(金)～30日(金)

※電子申請は9月13日(火)～27日(火) / 消防試験研究センターホームページ (<https://www.shoubo-shiken.or.jp>) で電子申請ができます。

【事前講習会】

▼とき 10月28日(金)、午前9時30分～午後5時

▼ところ 東消防署（城東中央5丁目）2階多目的室

※車での来庁はできません。最寄りの駐車場、または公共交通機関をご利用ください。

▼対象 乙種第4類の受験者のうち受講を希望する人

▼受講料・テキスト代 受講料 = 2,000円（弘前地区消防防炎協会加入事業所は1,000円）、テキスト代 = 1,300円（テキストのみの購入は不可）

※受講料等は会場で徴収。

▼申し込み方法 10月3日(月)～25日(火)に、弘前消防本部予防課、最寄りの消防署・分署へ申し込みを。

☎ 消防本部 予防課（☎ 32-5104）



みんなで道路の美化活動を行いますか？

弘前市道路環境サポーター制度

市では、地域の皆さんによる道路の清掃や花の植栽、点検などのボランティア活動を応援しています。弘前市道路環境サポーター制度に登録した皆さんには、清掃用具や花の苗などを支給します。

以前から地域の道路美化活動などを行っている町会や団体はもちろん、企業の皆さんも大歓迎です。ぜひ、快適で美しいまちづくりにご協力をお願いします。

▼活動内容 道路の清掃、除草、花の植栽活動、道路施設の点検、異常発見時に

市への通報

▼支援内容 清掃用具の支給…軍手、ほうき、草取り鎌、ゴミ袋など / 花苗の支給…シバザクラ、ラベンダー、肥料、培養土など / 集積されたゴミの回収 / サポーター名を記した表示板の設置 / 市民活動保険によるサポート

▼サポーターの要件 活動延長が市道のおおむね100メートル以上あり、年2回以上の活動を行えること

手続きの流れなどの詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ先 道路維持課維持係（☎ 32-8555）



▲花の植栽活動



▲表示板

